

古代天皇行幸の理念的 성격の位置付け — 持統天皇の伊勢行幸をめぐって —

大谷 歩

一 はじめに

古代日本の天皇による行幸は、上代文献においては主として「幸」の漢字によって表記されている。この天皇の行幸は、初代神武天皇にはじまり、それぞれの天皇の専権的な儀礼として成立している。

この天皇の行幸が「幸」という漢字によって表記されるのは、天皇が行幸することにより、その土地に幸いもたらされるといふ考えによるものである。そのような天皇の行幸は制度として成立する以前に、神や英雄の巡行を継承したものであることが推測される。神や英雄の巡行によって、その土地には様々な伝説が残され、また地名の起源が語られる。これらの伝説や起源譚を通して、神や英雄の巡行を継承した天皇行幸の成立を窺うことができるのであるが、そうした古代日本の天皇行幸は、また新たな方向をたどったことも事実である。それらの天皇行幸の足跡は、古代文献の『古事記』、『日本書紀』、『続日本紀』、『万葉集』、及び諸国の古風土記に多くの記事をみることができる。これらの文献から古代の天皇行幸を通観す

ると、その目的は多様であるが、多くの行幸における基本的な目的は、神祀りにあることが知られる。その中でも、『日本書紀』の天皇行幸記事に、おおよそその特徴が集約されているように思われる。

神武天皇の腋上嘸間丘に登る祭祀は、それを特徴付けるものである。その『日本書紀』の天皇行幸記事の中でも、あまり取り上げられないことの少ない持統天皇六年の伊勢行幸に関する記事には、それ以前の天皇行幸記事とは異質ともいえる記述がみられる。この記事からは、持統天皇の時代に天皇行幸の意義に大きな変革もたらされた形跡が認められる。それは、古代日本の天皇の巡行が、まさに「幸」という漢字表記に相応しい理念の中に位置付けられようとしているためである。そこには中国の天子巡狩の思想と呼応する、新たな「行幸」の理念があらわれていると思われるのである。

持統朝の伊勢行幸が、天皇行幸に大きな変革をもたらしたであろうことは、この行幸を通して、持統天皇を新たな聖天子へと位置付けることが意図されたことによるものであろう。律令制定以前の天皇行幸において、持統天皇の行幸が特殊にして特別であるのは、持統天皇に天子としての性格が付与されることで起こった変革であったと思われる。そこには、『尚書』の「堯典」にみるような、舜帝の「肆類于上帝、禋于六宗、望于山川、徧于群神^①」という巡守（巡狩）をモデルとして制度化される、中国古代の天子巡狩がすでに庶幾されているのであろう。持統天皇の伊勢行幸は、神武天皇の腋上嘸間

丘での祭祀の形式を引き継ぎながら、古代中国の天子巡狩の思想に基づいて、新たな聖天子像の構築が意図されていると思われる。さらに、同時に語られる大三輪高市麻呂の諫言の逸話も、この構造に深く関与しているであろう。持統天皇の伊勢行幸に対して冠位を棄ててまで諫言した忠臣高市麻呂の行為と、その諫言がありながらも伊勢行幸を敢行する聖帝持統という図式において、この伊勢行幸の重要性は語られているのである。

本稿では、古代日本における天皇の行幸という行為の意味を通史的に考察するとともに、その中から古代日本の天皇行幸の画期ともなった持統天皇の伊勢行幸の分析を通して、その背後に位置付けられている天皇行幸の理想的性格について考えてみたい。

二 『日本書紀』にみる天皇行幸の特質

『日本書紀』には天皇行幸の記事が多く記録されており、基本的に「幸」という漢字によって示されている。この「幸」という表記を『日本書紀』の中から概観すると、幸福や幸運の意味を除けば、天皇に専用される性格を持つ特殊な漢字であることが認められる。その第一義は、天皇がある目的のために宮処を離れてある場所に出掛ける、という意味である。そこに天皇の行幸の意味が含まれるのであるが、その内容、目的は多岐にわたる。たとえば、神武即位前

紀の「乃ち菟田の穿邑より、親ら輕兵を率ゐて、巡り幸す²⁾」は、戦いに出掛けることを指し、仁徳紀六十七年十月条の「河内の石津原に幸して、陵地を定めたまふ」は、陵地の選定をするために出掛けたことをいうものである。また、孝徳紀白雉四年五月条には「天皇、旻法師の房に幸して、其の疾を問ひたまふ」とあり、天皇が僧・旻の見舞いに自ら出向いたことが記されている。いずれも、「幸」という漢字は天皇が出御したという意で用いられている。さらに、允恭天皇が皇后の妹である衣通郎姫のもとへ通うことを意味する際にも、たびたび「幸」が用いられている。このような天皇の「幸」と表記される行為は、和語としては「出でます」の意で、これは来る・行く・出るなどの移動に関わる敬語表現である。もしくは「み行き」の意で、これは「行く」の名詞形に「み」の接頭語が付された敬意表現である。天皇の移動をあらわす「幸」の用例の多くは、このような「出でます」の意を基本とするものである。

一方に、これらの天皇の移動のみをあらわす「幸」とは、異なる意義を持つ用例がみられる。それらは、天皇の祭祀や儀礼と大きく関わる内容である。大別すると、(1)国見、(2)神祀り、(3)遊獵に集約できるものと思われる。ただし、これらは重なり合う性格を持つこともあり、同一記事に複数の要素が含まれる場合もある。『日本書紀』の天皇行幸記事の早い例としては、神武紀三十一年四月条の記事が挙げられる。これは、(1)の国見の祭祀に関するものである。

三十有一年の夏四月の乙酉の朔に、皇輿巡り幸す。因りて腋上の曠間丘に登りまして、国の状を廻らし望みて曰はく、「妍哉乎、国を獲つること。(注記略)内木綿の真進き国と雖も、蜻蛉の臂帖の如くにあるかな」とのたまふ。是に由りて、始めて秋津州の号有り。

ここでは、神武天皇が巡幸し、腋上の曠間の丘に登って国の様子を望み見て、この国は「蜻蛉の臂帖の如くにある」と述べたことで、この国が秋津州と名付けられたのだという。これは天皇による国見の起源を示したものであり、また国見によって地名の起源を語り伝えるものである。その国見は「望」という行為であらわされている。ここにいう「望」とは、山川望祭のことである。ここには、天皇の巡幸が国見(望)の祭祀として行われていること、その国見によって地名の起源が語られているという点が注目されよう。このような事例は『常陸国風土記』の倭武天皇や景行天皇の巡行記事にみられ、次の景行紀十七年三月条にもみることができる。

十七年の春三月の戊戌の朔己酉に、子湯県に幸して、丹裳小野に遊びたまふ。時に東を望して、左右に謂りて曰はく、「是の国は直く日の出づる方に向けり」とのたまふ。故、其の国を号けて日向と曰ふ。

景行天皇は東を望み見て、左右の臣下に、この国は日の昇る方に向いていると言ひ、この天皇の発言が「日向」という国名の起源と

なったと伝えるものである。同じ景行紀には、「天皇、遂に筑紫に幸して、豊前国の長峽県に到りて、行宮を興てて居します。故、其の処を号けて京と曰ふ」(十二年九月条)のように、天皇の行為が地名の由来となっている場合もある。一方、地名起源を持たない天皇の国見には、応神紀二十二年三月条の「天皇、難波に幸して、大隅宮に居します。丁酉に、高台に登りまして遠に望す」という例がある。この「幸」は天皇の国見にその目的があり、それは「望」という行為によって示されているのである。

次に、行幸によって神祀りを行う(2)の例は、崇神紀七年二月条に「是に、天皇、乃ち神浅茅原に幸して、八十万の神を会へて、卜問ふ」とあり、神浅茅原に出向き、卜占によって神々の意向を問うものである。このような卜占の例が基本となり、天皇の「幸」に神を祀る性格をみることができる。次の景行紀三年二月条は、天皇の行幸と祭祀が、卜占によって決定されるという記事である。

三年の春二月の庚寅の朔に、紀伊国に幸して、群の神祇を祭祀らむと卜ふるに、吉からず。乃ち車駕止みぬ。屋主忍男武雄心命(注記略)を遣して祭らしむ。

これは、紀伊国に出向いて神々を祀ろうとするが、卜占の結果が良くないため出向くのをやめ、代わりに使者を派遣して神祀りを行わせたという例である。また、皇極紀元年八月条には、天皇の雨乞いの記録がある。

八月の甲申の朔に、天皇、南淵の河上に幸して、跪きて四方を拜む。天を仰ぎて祈ひたまふ。即ち雷なりて大雨ふる。遂に雨ふる。こと五日。溥く天下を潤す。

この記事は、皇極天皇の河辺での神祀りによってついに雨が降り、天下が潤ったと伝えるものであり、天皇の祭祀者としての役割を端的に示すものであろう。

次の(3)の遊獵にかかわる「幸」の記事は、仁徳紀の四十三年九月条に、「是の日に、百舌鳥野に幸して遊獵したまふ。時に雌雉、多に起つ。乃ち鷹を放ちて捕らしむ。忽に数十の雉を獲つ」とあり、百舌鳥野に「幸」して遊獵し、雉を狩ったという例がある。このような例をはじめとして、雄略紀には獵の記事が多く見受けられる。

・冬十月の辛未の朔癸酉に、吉野宮に幸す。丙子に、御馬瀬に幸す。虞人に命せて縦に獵す。(中略)群臣に問ひて曰はく、「獵場の樂は、膳夫をして鮮を割らしむ。自ら割らむに何与に」とのたまふ。群臣、忽に対へまうすこと能はず。是に、天皇、大きに怒りたまひて、刀を抜きて御者大津馬飼を斬りたまふ。是の日に、車駕、吉野宮より至りたまふ。国内に居る民、咸に皆振ひ怖づ。

(二年十月条)

・秋八月の辛卯の朔戊申に、吉野宮に行幸す。庚戌に、河上の小野に幸す。虞人に命じて獸駆らしめたまふ。躬ら射むとしたまひて待ひたまふ。虻、疾く飛び来て、天皇の臂を嚙ふ。是に、

蜻蛉、忽然に飛び来て、虻を嚙ひて將て去ぬ。天皇、厥の心有ることを嘉したまひ、(中略)因りて蜻蛉を讚めて、此の地を名けて蜻蛉野とす。

(四年八月条)

雄略紀二年十月条の獵では、臣下に獵の樂しみを問うたが誰も答えることができず、天皇は怒って御者を斬り殺し、その日に吉野から宮処へと戻った。このことで国内の民はみな恐れをなしたため、皇太后と皇后が取り計らい、膳臣長野が宍肉を膾料理に作って進上たことで天皇は喜び、「善きかな。鄙しき人の云ふ所の、『貴、心を相知る』といふは、此を謂ふか」という善言を述べ、宍人部を置いたという。獵における臣下への天皇の問いは、宍人部を設置しようとする意図があつたもので、皇太后が天皇の心を察したこと、その意図を汲み取ることができたのである。この天皇の善言は、獵を通して善い結果を得たことを寿ぐものであり、狩獵のみではない(獵)の持つ儀礼的な意義があらわれているといえる。四年八月条の獵では、天皇の腕を噛んだ虻を蜻蛉が喰ったことから、蜻蛉を誉め讃え、その地を蜻蛉野と名付けたという地名起源を伴っている。雄略天皇の獵は、他にも葛城山での神との遭遇や、噴猪によって木の上に逃げた逸話などがあり、獵を通してある祝福がもたらされることを特徴とする。それは、天皇の獵がある儀礼的性格の中に存在したからであろう。

以上のように、古代の天皇行幸の記事を概観すると、「出でます」

ことのみを意味する例を除けば、天皇の「幸」という行為は、国見・神祀り、遊獵が主となる形式であり、いずれも祭祀・儀礼的性格が強くあらわれている。これは、後述するように「幸」という漢字表記が何らかの基準を持っていることであらわれた結果であろう。

『日本書紀』の天皇行幸記事は、およそ雄略紀を境に、儀礼的要素を持つ記述は減少してゆく傾向にある。天皇行幸の回数も、孝徳朝から徐々に増え、天武・持統朝に至って急激に増加する。特に持統天皇の行幸記事は『日本書紀』中最多であり、その多くは吉野行幸である。天皇代が下るにつれ、上古の天皇のような儀礼的記述は少なくなるが、持統天皇の吉野行幸を経た後に、神祀りが行われたという記録が三例ほどみられる。一つは持統六年七月の吉野行幸であり、ここでは使者に広瀬の神と龍田の神を祀らせている。二つには持統七年七月の吉野行幸であり、広瀬大忌神と龍田風神を祀らせている。三つには持統十一年四月の吉野行幸であり、ここでも広瀬と龍田の神を祀らせている。この一連の神祀りは、天武紀四年四月条の「風神を龍田の立野に祠らしむ」、「大忌神を広瀬の河曲に祭らしむ」に由来しており、行幸後にこれらの神祀りを行った例としては、天武紀十三年七月条の広瀬行幸が挙げられる。

このように、神武天皇以降の天皇行幸の要素である国見・神祀り・遊獵のうち、天武・持統朝にまで引き継がれるのは、(2)の神祀りであり、天皇行幸が持つ基本的な意義が神祀りにあると考える傍証と

なろう。それを示す「幸」の字に天皇の行動規範が示されているとすれば、それは天皇の主権的な祭祀・儀礼にあつたといえる。『日本書紀』の天皇行幸記事は、「幸」という漢字にそのような意味を付与しているのである。それが以下にみるような、持統六年の伊勢行幸の理念を導くことになるのだと思われる。

三 持統天皇の伊勢行幸と大三輪高市麻呂の諫言

神武天皇以後、持統天皇に至るまでの天皇行幸の基本的な意義は、天皇が執り行うべき神祀りにあつた。上古の天皇の国見や遊獵も、神祀りを基本とした儀礼の中に展開したものと考えられ、天皇陵へ出向くことや佳き女性を求め天皇の「幸」も、祖先祭祀や求婚儀礼の意味を含み持ちながら記録されたものであろう。その中で、殊のほか特異な記述を持つのが、持統天皇六年の伊勢行幸の記事である。ここでは、六年二月に発せられた持統天皇の伊勢行幸の詔に対して、大三輪朝臣高市麻呂が諫言するという逸話が伝えられている。天皇行幸を臣下が諫止するという事件は、古代日本の天皇行幸史においては注視すべき問題であるように思われる。

二月の丁酉の朔丁未に、諸官に詔して曰はく、「当に三月三日を以て、伊勢に幸さむ。此の意を知りて、諸の衣物を備ふべし」とのたまふ。陰陽博士沙門法藏・道基に銀二十両賜ふ。乙卯に、

刑部省に詔して、輕繫を赦したまふ。是の日に、中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂、表を上りて敢直言して、天皇の、伊勢に幸さむとして、農時を妨げたまふことを諫め争めまつる。

三月の丙寅の朔戊辰に、浄広肆広瀬王・直広参当摩真人智徳・直広肆紀朝臣弓張等を以て、留守官とす。是に、中納言大三輪朝臣高市麻呂、其の冠位を脱きて、朝に擎上げて、重ねて諫めて曰さく、「農作の節、車駕、未だ以て動きたまふべからず」とまうす。辛未に、天皇、諫に従ひたまはず、遂に伊勢に幸す。

この高市麻呂の諫言の記録は、伊勢行幸記事の全体の半分を占めており、特殊な出来事であったことを窺わせている。二月の記事によれば、天皇の伊勢行幸の計画に対して、大三輪高市麻呂は農事の妨げになるため行幸を止めるようにという上表文をもって、天皇に諫言した。それでもなお行幸の計画が進められたことにより、次いで三月には冠位を棄てて、改めて天皇へ諫言したのである。しかし、天皇は高市麻呂の諫言を聞き入れず、伊勢行幸を敢行することになる。このことは当時の歴史的事件として記憶されたものと思われ、『万葉集』の石上大臣（麻呂）の伊勢行幸従駕歌（巻一・四四番歌）の左注には、次のように『日本書紀』が引用されている。

右は、日本紀に曰はく「朱鳥六年壬辰の春三月丙寅の朔の戊辰、浄広肆広瀬王等を以ちて留守の官となす。ここに中納言三輪朝臣高市磨その冠位を脱きて朝に擎上げ、重ねて諫めて曰はく『農

作の前に車駕いまだ以ちて動くべからず』といふ。辛未、天皇諫に従はず、遂に伊勢に幸す。五月乙丑の朔の庚午、阿胡の行宮に御す」といへり。^③

さらに、この高市麻呂の諫言が空しいものであったと嘆くのは、『懐風藻』の詩人の藤原万里（麻呂）である。万里は、高市麻呂の事件に寄せて、「過神納言墟」（詩番九五）という詩を、「一旦辞榮去。千年奉諫餘。松竹含春彩。容暉寂旧墟。（一旦榮を辞して去り、千年諫を奉る餘。松竹春彩を含み、容暉旧墟に寂し）（下略）」と詠んでいる。この詩において万里は、高市麻呂が天皇に諫言したことで中納言という榮名を去り、賑やかであった邸宅も旧墟となり、訪ねる者もなくなってしまったと嘆いている。ここには、諫言によって朝廷を去った高市麻呂へ寄せられる、周囲の人々の同情を読み取ることができる。このように高市麻呂の諫言が伝えられるのは、それが特殊なことであったからであり、「忠臣」という新しい官僚像が登場したことを意味するのであろう。

この大三輪朝臣高市麻呂という人物は、壬申の乱において大きな功績を挙げた人物であり、『日本書紀』天武元年七月条には「三輪君高市麻呂・置始連菟、上道に当りて、箸陵のもとに戦ふ。大きに近江の軍を破りて、勝に乗りて、兼て鯨が軍の後を断つ」とあり、敵軍を破り天武軍の勝利を導いたことが記されている。高市麻呂はこの武功によって、天武・持統朝には政治の中心に名を連ね、伊勢

行幸の記事においては「中納言」として登場するのである。

この「中納言」という職は、『日本書紀』では持統六年の伊勢行幸記事の高市麻呂の官が初見である。天武紀九年七月条には舍人王が、持統紀元年正月条には布勢（阿倍）御主人が「納言」として見えるが、日本古典文学大系本の頭注では、「天智朝の御史大夫（天智十年正月条）に相当するものか。これを大納言・中納言・少納言の総称とみる説もあるが、天武朝にはまだその区別はなく、区別されるのは浄御原令においてであろう」と指摘する。『公卿補任』によれば、高市麻呂は持統朝から文武四年まで継続して一人中納言の任にあり、この時期の中納言職とは、高市麻呂のために用意された官職であったように推測されるほどである。

『公卿補任』には、大宝元年の大宝令の制定に伴い、大納言職が置かれて五人の任官（阿倍御主人・大伴御行・石上麻呂・藤原不比等・紀麻呂）があり、中納言職には六人の任官（阿倍御主人・大三轮高市麻呂・大伴安麻呂・藤原不比等・石上麻呂・紀麻呂）があつたとされる。ただし、同年三月に高市麻呂の中納言職が廃されたのと同時に、大伴安麻呂は散位となり、阿倍御主人は右大臣となる。さらに石上麻呂・藤原不比等・紀麻呂は大納言職に任命され、ここに中納言職は慶雲二年の復活まで廃止されるのである。蔵中進氏は、「高市麻呂の果敢な諫止・辞職事件が、古代官制における『中納言』ポストの改廃理由の一にあらつたと考えたたく、その結果が高市麻呂の下野退隠」となり、『懐風藻』

や『日本霊異記』にみる文学的営為が残つたのだと述べている。高市麻呂が中納言として登場した持統六年の朝廷は、『公卿補任』によれば太政大臣に高市皇子、右大臣に多治比嶋である。持統十年に高市皇子が没しても太政大臣は置かれず、文武四年まで多治比嶋と高市麻呂が朝廷の枢要として存在したことになる。高市麻呂はこの後に長門守や左京大夫を経て、慶雲三年に五十歳で没している。その晩年には『懐風藻』に「従駕応詔」の詩を残し、老年に至つて天皇従駕の列に加わることができた喜びを、「臥病已白鬢。意謂入黄塵。不期遂恩詔。従駕上林春。松巖鳴泉落。竹浦笑花新。臣是先進輩。濫陪後者賓。〔病に臥して已に白鬢、意に謂うことは黄塵に入らんと。期せずして恩詔を遂げ、駕に従う上林の春。松巖鳴泉落ち、竹浦笑花新たし。臣は是れ先進の輩、濫に陪す後車の賓〕」（番詩十八）と詠んでいる。

この中納言職は、「納言」を本来とするものであり、『日本書紀』天武九年七月条には「納言兼宮内卿五位舍人王」とあり、兼右本において当該天武紀の「納言」は「モノマウスツカサ」と訓まれている（天理図書館善本叢書『日本書紀兼右本三』影印より）。納言はすでに『尚書』「堯典」に「命汝作納言。夙夜出納朕命、惟允」とみえ、『史記』「五帝本紀」の注に「孔安国云『納言、喉舌之官也。聽下言納於上、受上言宣於下、必信也』」（史記正義⁵）とある。納言は「喉舌之官」で、これは下の言を上へ伝え、上の言を下へ伝える官であることを意味している。これが納言職の職務であることからすれば、高市麻呂

は「信」ある者として、持統天皇から信頼された臣下であったというのである。ここに、高市麻呂を忠臣とする逸話が生まれたのであろう。『日本霊異記』には「忠臣の欲小なく、足るを知り、諸天に感ぜられて報を得、奇しき事を示しし縁」(上巻第二十五縁)があり、高市麻呂がいかなる忠臣であったかを語っている。

故の中納言従三位大神高市万侶の卿は、大后天皇の時の忠臣なりき。記有りて云へらく、「朱鳥の七年の壬辰の二月に、諸司に詔して、『三月の三に当りて、將に伊勢に幸行さむとす。此のみ意を知りて設け備ふべし』とのたまふ。時に中納言、農務を妨げむことを恐り、上表して諫を立る。天皇従ひたまはず。猶し幸行さむとす。是にその蟬の冠を脱ぎ、朝廷に撃げ、亦重ねて諫む。『方に今は農の節なり。行すべからず』とまうす。或は、早災の時に遭へば、己が田の口を塞がしめて、水を百姓の田に施せり。田に施す水既に窮まれば、諸天感応したまひて、竜神雨を降らしたまふ。唯し卿の田にのみ澍きて、余の地に落らず。堯雲更に靄り、舜雨還霈ク。諒二是れ忠信の至りなり。徳儀の大きにあればなり」。

賛に曰はく、「修々たる神の氏。幼き年より学ぶることを好む。忠にして仁有り。潔しくありて濁ること無し。民に臨み恵を流ふ。水を施さむとして田を塞ぐ。甘雨時降り、美しき誉長に伝はる」といふ。

この説話には、持統紀の伊勢行幸の記事と類似する内容がみられるが、この説話の主旨は高市麻呂の民を思う心にあるといえる。その例として、高市麻呂は民の田の水が枯れている時に、自分の田の水を塞いで、民の田へ水を施したという逸話を伝えている。『日本霊異記』は、高市麻呂の民を思いやる態度を「徳儀の大きにあればなり」として高く評価し、彼を誠の「忠臣」として位置付けているのである。これは、「堯雲」「舜雨」の対にあるように、古代中国の聖帝である堯帝と舜帝を指しており、新編日本古典文学全集本が「治者に仁徳があると、天神も感じて、恵みの雨雲や雨をもたらすと考えられていた」と述べる通りであろう。このような民を思いやる高市麻呂の態度は、まさに『尚書』にいう「民惟邦本、本固邦寧(民は惟れ邦の本、本固ければ邦寧し)」「(五子之歌)」という理解の中にある。このような思想から、天皇行幸を諫止する高市麻呂があらわれ、忠臣としての評価に向かったものと考えられるのである。

この高市麻呂の態度は、民は国の基であるという『尚書』の基本原理を実践する者としての在り方である。ただし、天皇に諫言するということは、臣下としては通常許されないのであり、そこには高市麻呂が冠位を棄ててまで諫止した根拠が存在したはずである。それが中納言——「モノマウスツカサ」という「喉舌之官」の立場によるものであったに他ならない。それは、あたかも中国の諫議大夫のような立場が想像され、天皇の誤った行いを正すべく設置

された官職であるといえる。何においても民の生活を優先させるべきである、というのが高市麻呂の理解したあるべき天皇の態度であり、行幸諫止の逸話は高市麻呂の「中納言」としての役割がもたらした、「忠臣」としての立場によるものだったのである。

四 持統天皇伊勢行幸の理念的性格

持統天皇の伊勢行幸は、忠臣の諫止を振りきって押し進められた、異例ともいえる行幸であった。大三輪高市麻呂の逸話がここに加わるのは、この行幸の特殊な性格によるものであろう。農事を妨げてでも行幸を遂げようとした持統天皇と、それを諫止する高市麻呂との衝突は、両者の理念の対立が引き起こしたものだといえる。この記事には、その対立構造を一体のものとして記そうとする意図があったものと思われる。その結果、『日本書紀』では持統天皇の行幸が優先されたのであるが、この伊勢行幸には、農事を妨げ、忠臣を野に下らせてでも出発すべき理由や理念が存在したとみなければならぬ。その理念こそが、天皇行幸の新たな幕開けとなったのである。持統天皇の伊勢行幸記事は、高市麻呂の諫言に続けて次のように記録されている。

壬午に、過ぎます神郡、及び伊賀・伊勢・志摩の国造等に冠位を賜ひ、并て今年の調役を免し、復、供奉れる騎士・諸司の荷

丁・行宮造れる丁の今年の調役を免して、天下に大赦す。但し盗賊は赦例に在らず。甲申に、過ぎます志摩の百姓、男女の年八十より以上に、稲、人ごとに五十束賜ふ。乙酉に、車駕、宮に還りたまふ。到行します毎に、輒ち郡県の吏民を会へて、務に勞へ、賜ひて樂作したまふ。甲午に、詔して、近江・美濃・尾張・参河・遠江等の国の供奉れる騎士の戸、及び諸国の荷丁・行宮造れる丁の今年の調役を免す。詔して、天下の百姓の、困乏しくして窮れる者に稲たまはらしむ。男には三束、女には二束。

持統天皇は高市麻呂の諫言を聞き入れずに、三月六日に伊勢へと向かった。その行幸で通過した土地は、まず神郡・伊賀・伊勢・志摩である。この行幸の経路の最初に「神郡」が置かれているのは、そこが伊勢の神を祀る度会・多気の郡を指したためと考えられる。伊勢の神は、天武天皇が皇后らを率いて東国へ向かう折に、戦勝を祈願して遙拝をした在地の神であり、壬申の乱の勝利に伴って伊勢に齋宮を設けて大来皇女に神を祀らせている。したがって、天武朝にはそこが神郡とされ、皇室の重要な神として祀られた経緯が推測される。持統天皇の伊勢行幸の起点が神郡であるのは、天皇の「幸」の第一に神祀りがあったことと重なる問題であろう。

天皇は神郡を通った後に、伊賀・伊勢・志摩へと向かう。これは、浄御原宮の東方に位置する国々であり、神郡を含めた持統天皇の伊勢行幸は東方への巡行であったことが理解される。さらに、これら

の国郡を経て近江・美濃・尾張・参河・遠江の国郡を経過するのであり、これも東方巡行の一環であることが知られる。このような持統天皇による東方への行幸には、従来の上皇行幸とは大きく異なる記事を目にする。この行幸の要素及び天皇の行為をまとめると、以下のようになる。

○壬午（十七日）

・神郡、伊賀、伊勢、志摩の国造たちに冠位を与え、当年の調役を免除する

・供奉した騎士、諸司の荷丁、行宮を造った丁の当年の調役を免除する

・罪人の大赦を行う

○甲申（十九日）

・志摩の百姓の八十歳以上の男女に、一人五十束の稲を与える

○乙酉（二十日）

・車駕が宮に還帰する

・到行した郡県の吏民を招き、その職務を労って物を与え、歌舞音曲の宴を催す

○甲午（二十九日）

・近江、美濃、尾張、参河、遠江等の国の供奉した騎士の戸、諸国の荷丁、行宮を造った丁の当年の調役を免除する

・困窮する全国の百姓に稲を与える詔を出す（男は三束、女は二束）

このような天皇行幸の記事は、古代日本の行幸史の上では初見であり、神祀りのみではない天皇行幸の意義が問われることになろう。天皇行幸が神祀りを第一としていることから考えるならば、持統天皇の神郡行幸は神祀りに関わるものと推測される。その上で郡県の奉仕者をねぎらい、老人や貧困者に稲を与えるのは、「行幸」に不可欠な天皇の行為であったためと思われる。このような行幸の記録は、すでに中国の史書にしばしば見受けられるものである。

『後漢書』（卷二）の「顯宗孝明帝」（永平二年条）には、

甲子、西巡狩、幸長安、祠高廟、遂有事於十一陵。歴覽館邑、会郡県吏、勞賜作樂。¹¹

とあり、西方の巡狩の折に、祖先の高廟や十一陵を祀り、館邑を歴覽して郡県の官吏の労をねぎらったという。そのような行幸の意義について、『晋書』（卷二十一）の「志」には、

古者帝王莫不巡狩。魏文帝值天下三分、方隅多事、皇輿亟動、

役無寧歲、蓋応時之務、非旧章也。明帝凡三東巡狩、所過存問

高年、恤疾苦、或賜穀帛、有古巡幸之風焉。¹²

のようにある。古の帝王は必ず巡狩したことによって、明帝も東に巡狩し、老人の安否を問い、病に苦しむ者を恵み、穀帛を与えたとい、これが「古巡幸之風」なのだというのである。あるいは、『宋書』（卷六）の「孝武帝」（七年十月条）には、

車駕巡南豫州。詔曰「朕巡幸所経、先見百年者、及孤寡老疾、

並賜粟帛。獄繫刑罪、並親聽訟。其士庶或怨鬱危滯、受抑吏司、或隱約潔立、負擯州里、皆聽進朕前、面自陳訴。若忠信孝義、力田殖穀、一介之能、一芸之美、悉加旌賞。雖秋沢頻降、而夏旱嬰弊。可即開行倉、並加賑賜。」

のようにあり、孝武帝の巡幸においては老人・病人・罪人などに粟と帛が施されている。このような天子の巡行は、民にその視点が注がれており、民にもたらす恩恵の詳細が記されているのである。

古代中国では、天子の行幸を「巡狩（巡守）」ともいい、このような古代中国の天子の巡狩は、持統天皇の伊勢行幸と重なる性格を持つものである。持統天皇の伊勢行幸を古代中国の天子の巡狩の中で捉えた辰巳正明氏は、「持統帝の伊勢行幸は、中国に於ける天子巡狩の制度を受容することによって可能であった」のであり、この行幸が「中国的な天子像、即ち、『尊天重民』の思想を受容し、徳を以って政治の基本に据えることを理念とする、有徳の天子（聖天子）へ持統を位置づける」目的があったと論じている。¹⁴「尊天重民」とは、後述する『礼記』逸礼の巡狩についての文言であり、天子の巡狩の基本的理念が民を重んじることであるというこの一文は、持統天皇の伊勢行幸における民への恩恵や撫育と結びつく思想であるといえる。この辰巳氏の論は古代天皇行幸の理念性を考えるにあたって重要であり、詳細な検討が求められるであろう。

天子の巡狩についての基本となる制度は、『尚書』の「舜帝」に

みえる記録であると思われる。

歳二月、東巡守、至于岱宗、柴、望秩于山川。肆覲東后。協時月、正日、同律度量衡、修五礼五玉三帛二生一死贄。如五器、卒乃復。五月、南巡守、至于南岳、如岱礼。八月、西巡守、至于西岳、如初。十有一月、朔巡守、至于北岳、如西礼。帰、格于藝祖、用特。五載一巡守、群后四朝。

〔歳の二月、東に巡守して、岱宗に至りて、柴し、山川に望秩す。肆に東后を覲る。時・月を協せ、日を正め、律・度・量・衡を同しくし、五礼・五玉・三帛・二生・一死・贄を修む。五器の如きは、卒れば乃ち復す。五月、南に巡守して、南岳に至り、岱の礼の如くす。八月、西に巡守して、西岳に至り、初めの如くす。十有一月、朔に巡守して、北岳に至り、西の礼の如くす。帰つて、藝祖に格して、特を用ふ。五載に一たび巡守し、群后四朝す。〕

歳の二月に東に巡狩して泰山に至り、柴をして山川を望秩し、さまざまな制度を定め、五月・八月・十一月にそれぞれの方角の山に至り神を祀り、これを五年に一度行うことが定められている。ここから読み取れるのは、天子は五年に一度、東西南北の方角の山へ巡狩して祀りを行うということである。これは五行思想によるものであり、天子は天の運行に従って各地を巡行するという、巡幸の基本的な考え方によるものである。持統天皇の伊勢行幸が持統六年であるのは、即位から五年を経て、改めて「五載一巡守」の「歳二月東

「巡守」を行うというサイクルによるものなのであろう。また、「柴望秩于山川」とは、煙を上げて天の神に祭りを告げ、山川の神に「望」という祭りを行うことである。この『尚書』の記述は以後の天子巡狩の基準となり、『漢書』（卷二十五）の「郊祀志」には、

歳二月、東巡狩、至于岱宗。岱宗、泰山也。柴、望秩于山川。

遂見東后。東后者、諸侯也。合時月正日、同律度量衡、修五礼

五樂、三帛二生一死為贄。五月、巡狩至南嶽。南嶽者、衡山也。

八月、巡狩至西嶽。西嶽者、華山也。十一月、巡狩至北嶽。北

嶽者、恆山也。皆如岱宗之礼。中嶽、嵩高也。五載一巡狩。

とある。ここからは、舜帝にみた天子巡狩の思想が、漢代において実現されていることが理解される。天子は二月に東へ巡狩して泰山で柴して望秩すること、時を定め度量衡を同じくして五礼五樂を修め、五月には南に、八月は西に、十一月には北に、五年に一度巡狩することが漢代の天子巡狩の基本とされたのである。これは『史記』

（五帝本紀）の「堯帝」にも、

歳二月、東巡狩、至於岱宗、柴、望秩於山川。遂見東方君長、

合時月、正日、同律度量衡、修五礼、五玉・三帛・二生・一死

為贄、如五器、卒乃復。五月南巡狩、八月西巡狩、十一月北巡

狩。皆如初。歸至於祖禰廟、用特牛礼。五歳一巡狩、群后四朝。

徧告以言、明試以功、車服以庸。

〔歳の二月、東に巡狩し、岱宗に至り、柴し、山川を望秩す。遂に東方の君

長を見、時月を合はせ、日を正しうし、律度量衡を同じうし、五礼を修め、五玉・三帛・二生・一死を贄と為し、五器を如しうし、卒れば乃ち復す。五月、南に巡狩し、八月、西に巡狩し、十一月、北に巡狩す。皆初の如し。歸りて祖禰の廟に至り、特牛の礼を用ふ。五歳に一たび巡狩し、群后四たび朝す。徧く告ぐるに言を以てし、明かに試みるに功を以てし、車服は庸を以てす。〕

と繰り返されている。このような巡狩の思想は、漢代の儀礼書である『礼記』の「王制」において、天子の巡狩と共にその巡狩の理念が明確に記されている。

天子五年一巡守。天子以海内為家、時一巡省之。五年者虞夏之制也。周則十二歳一巡守。歳二月、東巡守至于岱宗。柴而望祀山川。〔柴祭天告至也。〕觀諸侯、問百年者、就見之。命大師陳詩、以觀民風、〔陳詩、謂采其詩而視之。〕命市納賈、以觀民之所好惡。志淫好辟。命典礼、考時月定日、同律礼樂制度衣服、正之。山川神祇、有不举者為不敬。不敬者、君削以地。宗廟有不順者為不孝。不孝者、君細以爵。變礼易樂者為不從。不從者、君流。革制度衣服者為畔。畔者君討。有功徳於民者、加地進律。五月南巡守、至于南嶽。如東巡守之礼。八月西巡守、至于西嶽。如南巡守之礼。十月一北巡守、至于北嶽。如西巡守之礼。歸假于祖禰用特。

〔天子は五年に一たび巡守す（天子は海内を以て家と為し、時に一たび之を巡省す。五年は虞夏の制なり。周は則ち十二歳に一たび巡守す）。歳の二月、東に巡狩して岱宗に至る。柴きて山川を望祀す（柴は天を祭りて至るを告

ぐるなり)。諸侯を覲し、百年の者を問ひ、就いて之を見る。大師に命じて詩を陳ねしめて、以て民の風を觀る（詩を陳ぬとは、其の詩を采りて之を視るを謂ふ）。市に命じて賈を納れしめて、以て民の好悪する所を觀る。志淫するときは好み僻なればなり。典礼に命じて、時月を考へ日を定め、同・律・礼・樂・制度・衣服は、之を正さしむ。山川の神祇、挙げざる有る者は不敬と為す。不敬の者は、君は削るに地を以てす。宗廟順はざる有る者は不孝と為す。不孝の者は、君は細くるに爵を以てす。礼を變じ樂を易ふる者は不従と為す。不従の者は、君流す。制度・衣服を革むる者は畔と為す。畔く者は君討つ。民に功德有る者は、地を加へ律を進む。五月に南に巡守して、南嶽に至る。東に巡守するの礼の如し。八月に西に巡守して、西嶽に至る。南に巡守するの礼の如し。十有一月に北に巡守して、北嶽に至る。西に巡守するの礼の如し。歸りて租糶に假り、特を用ふ。¹⁷⁾

ここでは、『尚書』や『漢書』と同じく、天子は五年に一度巡狩すること、山川を望祀すること、そして「以觀民風」とあるように、民の風俗を觀ることが示されている。これは「採詩の官」につながる巡狩の思想であり、『日本書紀』の天武十四年九月条によれば、天皇は東海・東山・山陽・山陰・南海・筑紫の各地へ使者を派遣して「各判官一人・史一人、国司・郡司及び百姓の消息を巡察しめたまふ」といい、持統天皇も八年七月に諸国に巡察使を派遣している。これは天皇の巡行に替わる制度として、後に「戸令」において国守が諸国を巡行し、国土や民風の状況を觀察し報告することが制度化

されてゆく、前身の姿である。

天子の巡狩が神祀りのほかに民への恵みを重視していたことは、先にみた通りである。この思想は、『芸文類聚』卷三十九「礼部」の「巡守」に「礼註曰」として、「王者必制巡守之礼何。尊天重民也¹⁸⁾」とあることによつて示されている。この記述は、『太平御覽』(卷五三七・礼儀部十六)の「巡狩」にもみられ、ここでは「礼記逸礼」にいうとして次のようにみえる。

礼記逸礼曰、王者必制巡狩之礼何。尊天重民也。所以五年一巡狩何。五歳再閏、天道大備。所以至四嶽者盛徳之山四方之中能興雲致雨也。巡狩者何巡循也。狩牧也。为天循行牧民也。¹⁹⁾

王はなぜ必ず巡狩の礼を行うのかという問いに対して、「尊天重民」であるからだと答えている。天子の巡狩は、天を尊び民を重んじるための行為であると位置付けられているのである。そして、五年に一度巡狩するのは、五年間で天道が備わるためであるという。いわば、天の循環に従つて天子が巡狩することによつて、民が養育されるということが説かれているのである。この「礼記逸礼」からは、天子の巡狩が天の動きに従つて各地を巡ることが規範としてあることが知られ、それは民を撫育するためのものであるという。これは天と人が合一するという「天人合一」の思想によるものであり、天の宮廷を写し取ることににより、天子は天の円環する動きと等しく、この地を円環するのである。²⁰⁾このことによつて、天地は正しく運行さ

れるというのである。

さらに、蔡邕の『独断』（巻上）には、天子行幸の「幸」の意味が具体的に説かれている。

幸者宜幸也。世俗謂幸為僥倖。車駕所至民臣被其德沢。以僥倖故曰幸也。先帝故事所至見長吏三老官属親臨軒作樂賜食阜帛越巾珮帶民爵有級数。或賜田租之半。是故謂之幸^④。

蔡邕によれば、天子行幸の「幸」とは「宜幸」であるとし、世俗では「幸」とは「僥倖」のことを指すという。そして、天子の車駕の至るところは、「徳沢」を被るのだと説いている。このことを以て「僥倖」を「幸」と称するのだという。さらに、先帝の故事では民に爵位や食物、衣服などの級を与え、或いは田租を与えるのだという。この先帝の故事が具体的にどの帝の故事を指しているかは不明であるが、先にみた史書における天子行幸・巡狩の記事において、天子が民や臣下に様々な施しをしていることからすれば、それらが「徳沢」に値するものであることは十分に理解される。またそれは、天子の徳が天下に普くもたらされることでもある。『文選』（巻二十二）顔延年の「車駕幸京口三月三日侍遊曲阿後湖作」には、天子の巡狩によって「徳礼既普洽、川嶽徧懷柔（徳礼 既に普く洽ひ 川嶽 徧く懷り柔す）」^⑤という。天子の徳礼は天下に普く降り、山川の神は天子に懐柔されたという。このように、古代中国の文献にみる天子の巡狩・行幸の思想における「幸」は、天子の徳沢により巡狩された地が恵

まれ、さらにはその徳が天下に遍く行き渡ること、人々は天子により撫育されている喜びを感じるということである。

このような古代中国の天子の巡狩からすれば、持統天皇は伊勢の神を祀って天下の秩序を示し、周辺諸国の老人や困窮する人々へ稲を与え、官人たちをねぎらい、罪人の大赦を行うことで、聖天子の持つべき徳沢を人々へ施したということになる。それが、天子の徳を天下に示すことであつたといえる。一方、持統天皇が大三輪高市麻呂の諫言を聞き入れずに行幸を敢行した背後には、民へ徳沢を与える聖天子としての天皇像を優先する意図があつたものと思われる。その両者の対立の中から、一方に聖天子が誕生し、一方に忠臣が誕生するという構図が生まれたのである。聖天子の誕生を語る重要な行幸を前にして、大三輪高市麻呂が「中納言」として、民のために冠を棄てて天皇を諫止するのである。これは、民の暮らしを思い、そのことを正しく天皇の耳へ届ける、あるべき臣下の姿である。このような忠臣が登場することによって、持統天皇は民を思う正しき臣下を持つ、有徳の天皇として描かれているのである。そして、天皇が忠臣の諫止を聞き入れず、野に下らせたという側面からすれば、忠臣の言よりも天を重んじたということになるのであろう。天の運行に従って巡幸することは、天子としての理念を尊重した結果であり、ただちに忠臣を軽んじた天皇という見方をすべきではない。それゆえ、高市麻呂の行いは『懷風藻』や『日本霊異記』とい

う、史書とは別の流れを汲む作品において同情や賞賛を呼び、「忠臣」の誕生として伝えられたのである。

このように、古代日本における画期ともいべき持統天皇の伊勢行幸は、古代中国の聖天子の行幸の思想を受け入れたことで成立したのであり、それはすなわち天武天皇亡き後の持統天皇を聖天子として位置付け、天武王朝の新たな権威の構築を意図して成立したものであったといえるのである。

五 おわりに

本稿は、古代日本における天皇行幸の理念性に注目し、『日本書紀』を中心にその歴史を通観し、持統天皇の伊勢行幸の特質を、古代中国の天子行幸・巡狩の思想から考察したものである。『日本書紀』における「幸」は、幸福の意味を除いては天皇の移動を指す「いでまし」の意味であり、第一義としては天皇が出かけることを指す。ただし、その中には単に天皇の移動を示すのみではなく、国見、神祀り、遊獵を目的とする「幸」があり、それらは天皇の特権的な儀礼としての意味を強く持っていた。その中で持統天皇の伊勢行幸が特殊と思われるのは、天皇の行幸が臣下の諫言によって中止を求められるという事件が起こることである。臣下が天皇の詔に異議を申し立てることは通常許されないことであるが、大三輪高市麻呂が「中

納言」という官職にある人物であったことが大きく関与していた。

「中納言」とは、すなわち「モノマウスツカサ」であり、天皇へ意見を具申することが許された、諫義大夫としての役割を担っていたと考えられる。民の農事の妨げとなることを危惧し、冠を棄てても行幸の中止を訴えた高市麻呂は、ついに朝廷を去ることになる。そのような強い諫言を受けながらも、持統天皇が伊勢行幸を敢行するのは、そこには行幸を行うべき天皇の理念が存在したからにほかならない。持統天皇は伊勢行幸のはじめに「神郡」に出向いており、これは古代日本の天皇行幸の目的からすれば、神郡における神祀りがその第一義であったことを教える。さらに、その周辺の国々を巡ることからすれば、東方への行幸であったともいえる。そしてその土地の老人や困窮している人々へ稲を与え、行幸地の民をねぎらい、官人の昇進や罪人の大赦を行っている。このような天皇の行幸の在り方は、儒教を国の教えとした漢代以後の天子行幸・巡狩の基本思想と重なるものである。

古代中国の天子行幸・巡狩は、『尚書』の理念を基盤として成立し、『史記』『漢書』『後漢書』『晋書』『宋書』などの史書には、天子が四方を巡り、「望」の祀りをするのが記録されている。『礼記』においても同様の記述がみられ、ここでは民の風俗を観ることが定められている。これは天武・持統朝に置かれた巡察使の理念や大宝律令の「戸令」の制度として実現されてゆく。『独断』におい

ては、天子の行幸は民に徳沢を与えるものであると説くように、天子行幸は民へその徳を示すためのものであった。持統天皇の伊勢行幸も、その土地の民へ天子の恩徳を施すことが意図されていたといえる。それは古代中国の巡狩の制度そのものではないが、この天皇行幸の理念をもって持統天皇を聖天子として位置付けることが意図されていたのである。このことによって、持統天皇は聖天子としての資質を獲得したのだといえるであろう。

注

- ① 『尚書』の引用は、全釈漢文大系『尚書』（一九七六年、集英社）に拠る。以下同じ。
- ② 『日本書紀』の引用は、日本古典文学大系『日本書紀』上・下（一九六五―一九七七年、岩波書店）に拠る。以下同じ。
- ③ 『万葉集』の引用は、中西進『万葉集 全訳注 原文付』一（一九七八年、講談社文庫）に拠る。
- ④ 『懷風藻』の引用は、辰巳正明『懷風藻全注釈』（二〇一四年、笠間書院）に拠る。以下同じ。
- ⑤ 日本古典文学大系『日本書紀』下（一九六五年、岩波書店）、四四二頁頭注一一。
- ⑥ 国史大系『公卿補任』を参照。なお、『公卿補任』は『日本書紀』『続日本紀』と記述の異なる部分があるが、任官の大まかな流れを把握するために参照した。
- ⑦ 蔵中進「大三輪高市麻呂の文学とその周辺」『万葉集研究』第二十四

集（二〇〇〇年、塙書房）。

- ⑧ 引用は、『史記 一』紀（一）（中華書局）の注に拠る。
- ⑨ 『日本霊異記』の引用は、新編日本古典文学全集『日本霊異記』（一九九五年、小学館）に拠る。
- ⑩ 注9 新編日本古典文学全集本・八六頁頭注五。
- ⑪ 『後漢書』の引用は、『後漢書 一』紀（一）（中華書局）に拠る。
- ⑫ 『晋書』の引用は、『晋書 三』志（中華書局）に拠る。
- ⑬ 『宋書』の引用は、『宋書 一』紀・志（中華書局）に拠る。
- ⑭ 辰巳正明「人麻呂の吉野讃歌と中国遊覧詩」『万葉集と中国文学』（一九八七年、笠間書院）。また、辰巳「意向を語らずとも理解する者―宮廷詩人」『詩霊論 人はなぜ詩に感動するのか』（二〇〇四年、笠間書院）においても、古代日本の天皇行幸と古代中国の天子巡狩の理念について論じられている。
- ⑮ 『漢書』の引用は、『漢書 四』志（一）（中華書局）に拠る。
- ⑯ 『史記』の引用は、新釈漢文大系『史記 一』（一九七三年、明治書院）に拠る。
- ⑰ 『礼記』の引用は、全釈漢文大系『礼記 上』（一九七六年、集英社）に拠る。なお、注は適宜省略した箇所がある。
- ⑱ 『芸文類聚』の引用は、『芸文類聚 二』（上海古籍出版社）に拠る。
- ⑲ 『太平御覧』の引用は、『四部叢刊三編子部 太平御覧』（台湾商務印書館）に拠る。
- ⑳ 陳江風『天人合一 觀念与華夏文化伝統』（一九九六年、三聯書店）。
- ㉑ 『独断』の引用は、『漢魏叢書』（吉林大学出版社）に拠る。
- ㉒ 『文選』の引用は、全釈漢文大系『文選 三 詩騷編』（一九七四年、集英社）に拠る。